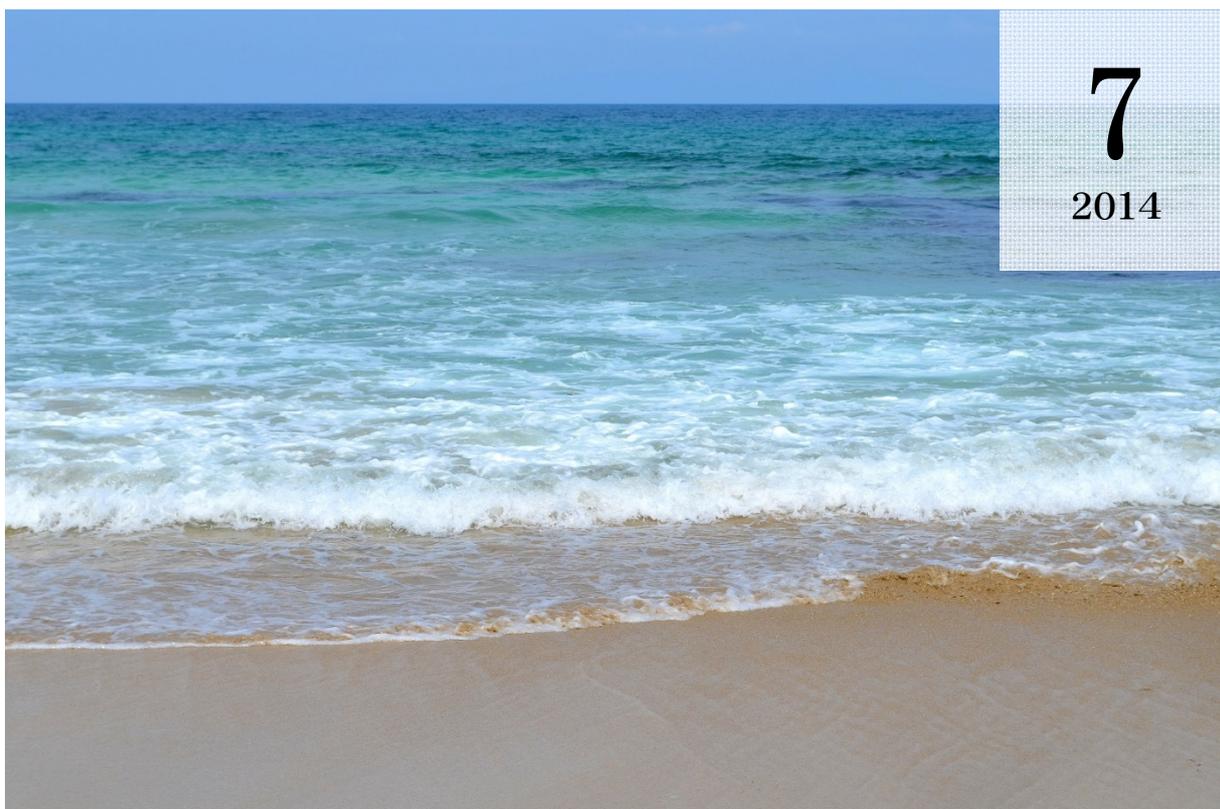


TFS国際税理士法人 News Letter

早いもので今年も7月を迎えました。7月の祝日といえば、やはり「海の日」・・・もともとは「海の記念日」でしたが、1996年からは国民の祝日「海の日」となり、今年でもう18年目を迎えます。

暑い夏に向かいます。くれぐれも、お体にはご自愛くださいませ。



JSKグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com



初年度で最大100%償却が可能な投資税制

初年度で最大100%償却できる設備投資税制が創設いたしました。その名は、「生産性向上設備投資促進税制」です。



血液型じゃないよ



制度の概要

この制度は、平成26年1月20日から平成29年3月31日までに対象設備を取得等し、かつ事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除を選択適用することができます。特別償却では、最大で取得価額全額を事業供用年度で償却することができます。税額控除では、最大で取得価額の5%（中小企業投資促進税制が適用できる場合には、10%）を税額から控除できます。

対象設備は、A類型（先端設備）とB類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）に分けて判断します。A類型は対象設備の種類毎に用途又は細目が定められているため限定的ですが、B類型は定められていないため間口が広いといえます。ただし、ABいずれも本社建物等や中古資産は対象外です。

また、対象設備の種類毎の取得価額はAB共通しており、次のとおりです。

設備種類	取得価額
機械装置	単品160万円以上
工具及び器具備品	単品120万円以上 (単品30万円以上の複数合計で120万円以上となる場合も含む。)
建物・構築物(構築物はB類型のみ対象)	単品120万円以上
建物附属設備	単品120万円以上 (単品60万円以上の複数合計で120万円以上となる場合も含む。)
ソフトウェア	単品70万円以上 (単品30万円以上の複数合計で70万円以上となる場合も含む。)

※単品とは、機械装置、工具、器具備品においては1台または1基、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアにおいては一の設備を指す。

手続きとして、A類型は工業会等からの証明書が必要です。一方、B類型は投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上）となる投資計画を作成して税理士等の確認を受けた上で、経済産業局の確認を受ける必要があります。この**経済産業局の確認は、対象設備の取得等の前に受けなければなりません。**そして、その後も原則として3年間は、投資計画の履行状況を経済産業局へ報告します。

この制度は、青色申告者である法人又は個人事業者が適用できます。業種や業態、規模による制限はないため、幅広く活用できる制度です。設備投資をお考えの際には、当事務所へ早めにお知らせいただきますよう、お願い申し上げます。



所得税の予定納税額を減らすことはできますか



個人で事業を行っています。前年は消費税率引上げの駆け込み需要で利益が出て所得税（復興特別所得税を含む）を支払いました。しかし、今年4月の消費税率引上げ後はなかなか需要が回復せず、また私自身の病気治療で7月から年末までの予定で事業を休止することになりました。所得税の予定納税を納める資金的余裕がないのですが、何とかありませんか？



6月30日現在の状況で予定納税基準額よりも実績が下回ると見積もることができる場合には、税務署へ「予定納税額の減額申請書」を提出し、承認されれば、第1期分及び第2期分の予定納税額の減額を受けることができます。

予定納税とは

所得税の予定納税は、個人の前年分の税額が15万円以上である場合に、その一部を予め納付する制度です。この場合の前年分の税額とは、その年の5月15日現在確定している前年分の所得金額や税額を基に計算した、予定納税基準額を指します（予定納税や予定納税基準額の計算については、復興特別所得税分も加味されます）。

予定納税基準額の計算方法は、次の通りです。③が予定納税基準額となります。

- ①前年の所得金額のうち、分離課税所得（株式の譲渡、土地建物の譲渡、退職所得等）を除いた総合課税の対象となる総所得金額（譲渡所得、雑所得、一時所得を除く）を計算します。
- ②①から前年の所得控除額を差し引き、税額（所得税及び復興特別所得税）を計算します。
- ③②の税額から源泉徴収税額（上記①の総所得金額として計算した所得に係るものに限る）を差し引きます。

予定納税の回数と納付方法

この予定納税基準額が15万円以上となる場合には、6月中旬頃に税務署から書面で通知されるため、予定納税基準額を自ら計算して予定納税をする必要はありません。書面の到達を待って、対応することになります。

納付回数は原則として2回、復興特別所得税に係る予定納税は所得税分とあわせて納付することになります。1回につき、予定納税基準額の3分の1相当額を納付します。納付時期は7月（第1期分）及び11月（第2期分）です。納付方法は、指定口座から引き落とされる振替納税の他、金融機関又は税務署の窓口での納付や電子納税による方法があります。また、30万円以下の納付であれば、バーコード付きの納付書を用いて、コンビニエンスストアでの納付も可能です。

予定納税額を減らすには

ご相談者のように、前年ほど今年は儲からない等、6月30日現在の状況で予定納税基準額よりも下回ると見積もることができる場合には、7月1日から7月15日までに税務署へ「予定納税額の減額申請書」を提出します。承認されれば、予定納税額の減額を受けることができます。

なお、この申請書には所得金額等の見積額を記載する欄や、見積の基礎となった資料を添付する必要があります。帳簿作成を早めに行い、見積額を計算する必要があります。



有期契約労働者等の 正社員転換や人材育成に 活用できる助成金



有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む事業主を支援するための助成金について、平成26年3月より一部助成額などが拡充されています。そこで今回は、比較的活用しやすいキャリアアップ助成金についてご紹介しましょう。

正規雇用等転換コース

これは、正規雇用等に転換又は直接雇用する制度を規定し、有期契約労働者を正社員に転換した場合等に助成されるものです。具体的に対象となる者としては、有期労働契約期間が通算して6ヶ月以上（無期雇用に転換する場合は6ヶ月以上3年未満）の有期契約労働者や、雇用期間が6ヶ月以上の無期雇用労働者等になります。

今回の拡充により、①と③については平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間、助成額が引き上げられています。

- ①有期→正規：1人当たり50万円（40万円）
- ②有期→無期：1人当たり20万円（15万円）
- ③無期→正規：1人当たり30万円（25万円）

- ・（）は大企業の額
- ・1年度1事業所当たり15人まで（②は10人まで）
- ・対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円②5万円③5万円を加算
- ・平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人当たり10万円を加算（加算額は中小企業・大企業ともに同額）

人材育成コース

これは、有期契約労働者等に一般職業訓練（Off-JT）又は有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせたもの）を行った場合に助成されるものです。

助成内容としては賃金助成と経費助成があり、今回の拡充により、Off-JTについて訓練時間数200時間以上の場合の経費助成額が引き上げられています。助成額をまとめると下表のとおりとなります。

企業規模	賃金助成 1人1時間 当たり	Off-JT 経費助成			OJT 賃金助成 1人1時間 当たり
		訓練時間数が 100時間 未満	100時間 以上 200時間 未満	200時間 以上	
中小企業	800円	10万円	20万円	30万円	700円
大企業	500円	7万円	15万円	20万円	

※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円

これらの助成金を受給するためには、雇用保険適用事業所ごとにキャリアアップ管理者を置き、対象労働者についてキャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受ける必要があります。またキャリアアップ計画は、原則、コース実施の前日から起算して1ヶ月前（訓練計画開始の日の前日から起算して1ヶ月前）までに提出することになっています。

上記の内容のほか、さまざまな要件が設けられていますので、助成金の活用を検討されている場合は詳細情報を確認しておきましょう。



業種別にみる夏季賞与 1人平均支給額



そろそろ夏季賞与の季節です。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査（※）から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成25年の夏季賞与について、支給労働者1人平均支給額などを紹介します。

給与2ヶ月分を支給する業種は見当たらず

主な業種・規模別に夏季賞与の支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のようになります。

平成25年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	258,817	315,060	0.94	1.04	65.4	89.8	63.2	88.4
建設業	269,813	387,945	0.82	1.00	65.3	93.7	61.2	89.2
総合工事業	284,332	316,428	0.85	0.79	63.3	91.8	58.5	86.7
職別工事業	237,887	154,379	0.67	0.57	57.4	84.1	55.7	75.0
設備工事業	275,264	553,682	0.90	1.41	76.4	100.0	71.7	100.0
製造業	241,907	324,945	0.85	1.03	61.8	85.6	58.8	84.8
消費関連製造業	172,533	225,208	0.72	0.82	49.6	78.7	45.1	78.8
素材関連製造業	258,089	379,385	0.85	1.17	69.2	91.6	66.6	90.3
機械関連製造業	286,348	353,962	0.96	1.06	67.8	86.0	66.8	84.1
食料品・たばこ	134,380	200,626	0.70	0.76	49.3	75.8	43.9	77.5
繊維工業	143,468	215,706	0.66	0.81	40.4	79.3	36.5	77.0
木材・木製品	182,005	324,160	0.73	1.09	74.3	95.7	68.3	92.6
家具・装備品	197,477	258,204	0.70	0.96	47.5	87.1	47.0	89.3
パルプ・紙	125,081	290,155	0.63	1.08	63.0	96.6	55.9	97.8
印刷・同関連業	222,239	226,335	0.78	0.82	59.6	87.7	55.3	84.4
化学、石油・石炭	462,137	563,082	1.36	1.51	79.2	96.7	81.5	94.4
プラスチック製品	270,210	300,663	0.88	1.01	57.6	94.7	55.3	93.5
ゴム製品	167,221	289,089	0.71	1.12	76.3	85.3	67.4	84.6
窯業・土石製品	255,610	340,597	0.85	0.98	72.1	90.7	70.2	88.9
鉄鋼業	335,240	380,390	1.08	1.09	68.0	96.0	67.9	95.0
非鉄金属製造業	308,916	328,538	0.99	1.05	73.2	100.0	67.9	100.0
金属製品製造業	236,879	415,969	0.74	1.22	70.3	81.7	68.6	81.6
はん用機械器具	304,207	474,941	0.95	1.52	79.6	94.0	73.3	93.8
生産用機械器具	259,414	352,612	0.88	1.02	76.2	84.0	74.1	84.4
業務用機械器具	322,048	335,542	0.92	1.05	79.9	88.0	78.3	84.7
電子・デバイス	306,925	326,640	1.10	1.00	41.8	82.7	46.3	80.9
電気機械器具	342,731	274,322	1.14	0.93	61.1	86.9	61.5	83.3
情報通信機械器具	287,159	362,311	0.96	1.04	57.0	78.4	63.7	72.2
輸送用機械器具	238,681	373,128	0.89	0.99	65.2	86.2	65.8	85.1
その他の製造業	251,289	367,556	0.76	1.07	53.5	75.1	49.4	73.5
電気・ガス・熱供給等	436,383	582,241	1.40	1.58	98.0	90.6	98.3	92.2
情報通信業	296,843	547,801	0.93	1.33	69.0	94.4	70.3	92.8
情報サービス業	297,646	465,753	0.89	1.22	62.3	95.3	62.9	93.4
映像音声文字情報	338,014	565,208	1.08	1.55	66.5	86.4	67.8	85.7
運輸業、郵便業	320,774	264,279	1.02	0.90	64.4	87.3	62.1	85.7
道路旅客運送業	77,607	100,854	0.36	0.47	37.0	84.2	32.5	83.3
道路貨物運送業	192,044	208,993	0.69	0.74	53.4	81.7	49.5	79.7

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成25年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（2）

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
卸売業，小売業	261,777	274,102	0.93	0.96	64.7	92.4	64.1	91.6
卸売業	400,700	510,456	1.23	1.39	76.3	92.8	76.1	92.2
繊維・衣服等卸売業	329,862	113,741	1.30	0.62	72.3	96.6	65.2	83.3
飲食料品卸売業	292,664	295,796	1.01	0.97	63.8	89.6	63.4	89.3
機械器具卸売業	442,641	648,966	1.33	1.81	85.1	96.4	83.3	94.7
小売業	180,693	140,899	0.76	0.71	59.4	92.1	58.8	91.3
各種商品小売業	72,518	100,193	0.43	0.58	34.3	100.0	30.6	100.0
織物等小売業	122,369	389,155	0.69	1.27	64.5	50.4	66.2	50.0
飲食料品小売業	87,231	99,529	0.47	0.62	34.8	91.5	33.3	90.1
機械器具小売業	390,268	374,243	1.20	1.21	82.4	94.9	77.1	91.7
金融業，保険業	500,066	557,858	1.55	1.59	93.4	97.3	91.1	96.9
不動産業，物品賃貸業	336,324	418,120	1.09	1.24	76.9	92.4	77.8	90.5
不動産業	313,623	461,084	1.03	1.34	77.2	92.5	77.4	89.8
物品賃貸業	373,469	356,153	1.21	1.14	76.3	92.1	78.7	91.3
学術研究等	335,425	499,194	1.11	1.31	76.7	88.5	74.2	85.3
専門サービス業	397,192	799,091	1.24	1.56	79.7	73.4	77.0	72.2
広告業	206,059	250,758	0.73	0.79	71.2	87.0	65.6	80.0
技術サービス業	276,877	476,906	0.93	1.34	75.4	94.9	72.9	90.6
飲食サービス業等	49,452	60,127	0.38	0.37	40.6	82.2	36.3	80.3
宿泊業	65,029	97,543	0.41	0.44	51.9	69.3	50.0	69.0
飲食店	43,359	50,411	0.34	0.35	39.1	84.6	34.3	81.7
持ち帰り・配達飲食	73,536	95,438	0.54	0.51	42.3	81.2	38.9	83.0
生活関連サービス業等	157,070	154,200	0.72	0.71	47.4	78.8	41.4	77.3
娯楽業	132,902	136,795	0.63	0.67	50.6	81.7	43.8	82.4
教育，学習支援業	379,503	558,245	1.23	1.61	85.4	98.7	78.8	98.4
学校教育	461,330	568,718	1.49	1.64	99.1	100.0	97.9	100.0
他教育，学習支援	181,230	477,710	0.79	1.38	63.9	90.1	59.7	87.5
複合サービス事業	388,309	444,445	1.40	1.49	95.6	97.2	97.6	97.0
その他のサービス業	329,490	281,647	1.13	0.96	68.8	79.9	67.5	77.0
廃棄物処理業	273,744	315,287	0.97	1.01	61.0	93.5	61.1	90.9
自動車整備等	310,825	553,401	1.08	1.48	65.3	100.0	63.1	100.0
職業紹介・派遣業	203,644	146,789	0.90	0.55	60.7	71.6	58.6	61.9
他の事業サービス	349,547	238,242	1.09	0.89	68.2	74.6	64.8	73.9

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成25年の夏季賞与支給労働者1人平均支給額は、調査対象企業の平均で事業所規模5～29人が約26万円、事業所規模30～99人が約32万円となりました。どちらの規模も24年より金額が増えました。個々の業種をみると4万円台の業種がある一方、70万円台の業種があるなど、かなり金額に幅がみられます。

きまって支給する給与に対する支給割合は、23年、24年に続き2ヶ月分を支給している業種はありませんでした。支給労働者数割合と支給事務所数割合は、事業所規模30～99人で100%の業種がいくつかみられました。

26年に入り賃上げ実施企業が増えてきましたが、夏季賞与にどのような影響があるでしょうか。

（※）毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認できます。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



知らないうちに「攻撃者」になっていませんか？



昨年12月頃より、インターネット上で「NTPサーバーを利用したDDoSリフレクション攻撃」というものが目立つようになってきました。

どんな攻撃なのか

「NTPサーバー」は、ネットワーク上の機器の間で時刻がずれないように同期するために利用されるサーバーで、インターネット（以下、ネットとする）上にも多数公開されています。「DDoS攻撃」とは、「複数の場所から特定のサイトなどに集中的に通信データを送りつけることによって、対象サイトをアクセス不能状態に追い込む攻撃」のことを指します。また、「リフレクション攻撃」とは、DDoS攻撃の一種で、

1. 攻撃者が送信元を偽装した通信（問い合わせ）をネット上に公開されているサーバーに送る
2. サーバーはそれに対する返答の通信を、偽装した送信元（＝真の攻撃対象）に向かって送る
3. 一般的に問い合わせよりも返答のほうが通信量が多くなる（数倍～数十倍以上）ため、攻撃対象のサイトが過負荷になってアクセス不能状態になる

という形で成立する攻撃のことを指します。攻撃者が直接攻撃対象に対してアクションを起こすのではなく、ネット上に公開されているサーバーで「反射」させて攻撃を行うため「リフレクション攻撃」と表現されます。

あなたも加担する可能性が

ここまでの説明だと、ネット上でサービスを提供している側が影響を受けるだけで、一般利用者には関係のない話のように思われるかもしれませんが、しかし実際には、一般利用者自身がこの攻撃に「加担」している可能性があるのです。

企業でも家庭でも、ネットに接続するために「ルータ」という機器を使うことが一般的です。この「ルータ」にもNTPサーバーの機能が備わっており、利用者自身が意識しないままNTPサーバー機能がネットに「公開」され、DDoSリフレクション攻撃に悪用されているケースが多いのです。

放置すると…

悪用されたまま放置すると、プロバイダ（ISP）などから警告が届くことがあります。プロバイダ自身は攻撃対象ではなくても、攻撃目的の通信が大量に発生すればプロバイダが持つ通信回線や設備に過大な負荷が掛かり、サービスの提供に支障が生じる可能性があります。実際に一部のプロバイダでは、サービスが不安定になるなどの被害が出ています。

そのため、警告に対して利用者が適切に対処しない場合、プロバイダは回線の利用を停止したり、非常に遅い通信速度でしか利用できないよう制限を掛けることがあります。また、予告なく対応を行う場合もあります。

どんな対策が必要？

このような事態を避けるには、次のような対策を講じる必要があります。

- ・ ルータのファームウェア（＝機器を制御するために内部に組み込まれたソフトウェア）を常に最新にする
- ・ 外部から機能を悪用されないように設定する

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前取引先への周知徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

2014年7月

お仕事備忘録

1. 所得税の予定納税額の減額申請
2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出
3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出
4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付
5. 夏季休暇にまつわる諸業務

1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で休業日数が1～3日の場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4月～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します（配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにすると良いでしょう）。万が一遅くなってしまった場合は7月16日～立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から9月上旬までは「残暑お見舞い」として贈るのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。さらに、挨拶状や暑中見舞状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか送付前に再チェックしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありません。早めにお礼状を送付しましょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をおきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

→専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届け出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握

→緊急連絡に備えておきましょう。



2014.7

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	仏滅	●算定基礎届の提出（～7月10日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月15日）
2	水	大安	
3	木	赤口	
4	金	先勝	
5	土	友引	
6	日	先負	
7	月	仏滅	小暑
8	火	大安	
9	水	赤口	
10	木	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出 ●労働保険の年度更新 ●算定基礎届の提出 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第1期分）※口座振替を利用しない場合
11	金	友引	
12	土	先負	
13	日	仏滅	
14	月	大安	
15	火	赤口	●所得税の予定納税額の減額申請 ●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出
16	水	先勝	
17	木	友引	
18	金	先負	
19	土	仏滅	
20	日	大安	
21	月	赤口	海の日
22	火	先勝	
23	水	友引	大暑
24	木	先負	
25	金	仏滅	
26	土	大安	
27	日	先勝	
28	月	友引	
29	火	先負	
30	水	仏滅	
31	木	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ●所得税の予定納税（第1期分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告） ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分） ※市町村の条例で定める日まで